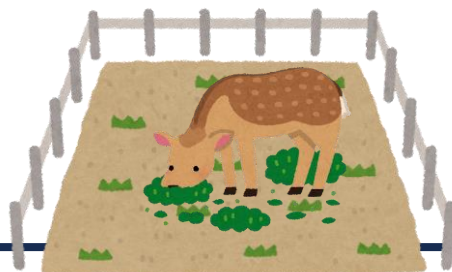


有害獣電気防護柵設置補助事業

有害獣の農作物への被害を防止するために購入された電気防護柵について市が事業費を一部補助します。

対象者

- 1 市内在住の方で農業を営んでいる方（親子関係の場合は経営移譲者）
- 2 農業経営者が小作者の場合は、小作者
- 3 共同で購入する場合はその代表者
- 4 区有地で設置を要する場合、その代表者



補助内容

◇補助対象：電気柵本体購入に要する経費、又は電気柵セット購入に要する経費
→資材（支柱、電気柵線等）のみの購入は補助対象外

◇補助率：購入経費の $\frac{1}{2}$ 以内

◇補助額：上限10万円までが補助対象

※複数台購入された場合及び、複数にわたり申請された場合でも1経営体あたりの補助上限額を超えた分については自己負担となります。

申請に必要なもの

- 1 有害電気防護柵設置補助金申請書（様式第1号）
- 2 領収書
- 3 補助金の振り込みを希望される通帳のコピー
- 4 電気防護柵を設置される圃場の地番



申請受付期間

毎年4月1日から翌年1月末まで

問合せ先：山鹿市役所農業振興課

TEL：0968-43-1556

※ご不明な点は山鹿市役所農業振興課までご連絡ください。